

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題ととらえ、次の各事項を念頭において事業活動を行うため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定めております。

1. 株主の権利行使のための環境整備や株主の実質的平等の確保
2. 取引先、債権者、地域社会、従業員など様々なステークホルダーとの適切な協働
3. 会社情報の適切な開示、透明性の確保
4. 取締役会による業務執行の監督機能の実効性の確保
5. 株主や投資家との建設的な対話の実施

なお、上記基本方針は、次の当社ホームページに掲載しております。

<http://www.sakai-chem.co.jp/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1-2-4 株主総会における権利行使＞

当社は、機関投資家や外国人投資家が議決権を行使しやすいよう、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳の実施を検討したいと考えております。

＜原則1-4 いわゆる政策保有株式＞

当社は、取引先との安定的・長期的な関係構築や強化を図る目的で政策保有株式を保有しておりますが、取締役会でその経済合理性や将来見通しの検証、保有のねらいや合理性についての報告は実施しておりません。今後、これらについての対応を検討したいと考えております。また、議決権の行使については、その議案内容を十分に精査し、当社との取引関係の維持・強化を通じて当社の企業価値の向上に繋がるものか否かを判断したうえで、行使いたします。

＜補充原則4-1-3 取締役会の役割責務(1)＞

当社の持続的な発展のためにも最高経営責任者の後継者の養成は、重要な経営課題の一つと認識しております。今後取締役会で、社長の資質、経験、育成を含む後継者計画を立案し、実行していきたいと考えております。

＜原則4-2 取締役会の役割責務(2)＞

当社は、取締役会で決議すべき事項について、多角的かつ十分な審議検討を行い、決定した内容について担当取締役がこれを執行しております。

また、取締役の報酬は固定報酬と事業年度の業績を勘案した賞与から構成されております。

＜補充原則4-2-1 取締役会の役割責務(2)＞

取締役の報酬は、以下の通り基本報酬に加え、業績と連動した賞与を設定しており、インセンティブとしております。

(1)基本報酬

全取締役に対する報酬総額は月額2,000万円以内であり、毎年定時株主総会後の取締役会で、企業業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、個別の報酬額を決定しております。

(2)賞与

定時株主総会にて賞与支給議案が承認された後の取締役会において、企業業績や経営内容等を総合的に考慮して、個別の支給額を決定しております。

＜原則4-8 独立社外取締役の有効な活用＞

社外取締役は1名ではありませんが、独立社外取締役独自の外的な視点から各取締役や各監査役等と意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしておりますので、現在の体制で十分に経営の監視および監督は機能できるものと考えております。

＜原則4-10 任意の仕組みの活用＞

現在、任意の機関は設置しておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

＜補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用＞

独立社外取締役は、現時点で1名に留まりますが、＜原則4-8＞に記載のとおり、現時点において、各取締役との連絡・調整、各監査役および監査役会との連携体制は構築されております。今後複数名選任した際には、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することも検討してまいります。

＜補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞

取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1-4 いわゆる政策保有株式＞

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における該当項目をご参照ください。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社では、役員や主要株主等と利益相反にかかる問題が生じた場合、速やかに取締役会に報告し、取締役会での審議・決議を要することとしております。なお、その取引条件については、市場価格、原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定することとしております。

<原則3-1 情報開示の充実>

(i)次の当社ホームページにおいて、経営理念や中期経営計画を掲載しております。

<http://www.sakai-chem.co.jp/jp/ir/managementplan.html>

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書として東京証券取引所に提出し、開示されております。

なお、同報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、次の当社ホームページに掲載しております。

<http://www.sakai-chem.co.jp/>

(iii)取締役の報酬は、固定報酬と賞与から構成されています。このうち固定報酬は、職務責任、他会社の水準、従業員給与との均衡等を勘案し内規で定めております。また賞与につきましては、事業年度の業績を勘案し、株主総会での総額の決議に従い、取締役会で各取締役の分配額を決定しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、報酬体系の見直しに伴い、平成27年6月26日の当社定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

(iv・v)取締役(社内)は、多様な専門性および優れた人格、見識、能力を有すると認められる者を選任しています。また、社外取締役は、<原則4-9>において開示する独立性基準に従い、独立の立場からの監督機能の発揮、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言等、社外取締役としての任務を適切に遂行して頂くため、豊富な経験と高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有すると認められる者を選任しております。

そのうえで、代表取締役が作成する取締役候補者の選任案を基に、取締役会においてその妥当性について十分に審議のうえ、株主総会に付議しております。

また、監査役については、職歴や見識を総合的に考慮して、経営の透明性と適法性を確保するため、客観的な立場から取締役会の意思決定と取締役の業務執行を監査できる人材を候補とし、代表取締役が本人の内諾を得たうえ、監査役の同意を得て、取締役会においてその妥当性について十分に審議のうえ、株主総会に付議しております。

<補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)>

取締役会規則を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するのか明確化するとともに、その他については、取締役に委任しております。各取締役は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっています。

<原則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における該当項目をご参照ください。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の基準を策定・開示します。具体的には、持株比率、取引額や借入額等を考慮し、主要な株主や取引先、その他利害関係者等以外の者を選定することとしております。

<独立社外取締役選定基準>

当社の社外取締役については、原則として以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有する者と判断する。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社または当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役または使用人(以下、「業務執行者」という)であった者
2. 当社の現在の大株主(議決権の5%以上を直接または間接的に保有している株主をいう)またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上に相当する取引先をいう)またはその業務執行者
4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
5. 当社グループから過去3年間の平均で1,000万円以上の寄付を受けた法人その他の団体の業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人その他の団体である場合は当該団体に所属する者を含む)
7. 当社グループの業務執行者を取締役として受入れている会社の業務執行者
8. 上記1~7に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

<補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社は、優れた製品・サービスの提供および企業の持続的な成長を実現するため、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスや多様性が確保されるよう努めております。当社定款では、取締役会の活性化と実効性の向上および意思決定の迅速化の観点から、取締役の員数を15名以内とすることを定めております。

<取締役の選任に関する方針>

取締役(社内)は、多様な専門性および優れた人格、見識、能力を有すると認められる者を選任しております。

また、社外取締役は、<原則4-9>において開示する独立性基準に従い、独立の立場からの監督機能の発揮、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言等、社外取締役としての任務を適切に遂行して頂くため、豊富な経験と高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有すると認められる者を選任しております。

<取締役の選任に関する手続>

上記方針に従い代表取締役が作成する取締役候補者の選任案を基に、取締役会においてその妥当性について十分に審議のうえ、株主総会に付議しております。

<補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

取締役・監査役等の兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告および株主総会参考書類、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ開示しております。

<補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における該当項目をご参照ください。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング>

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすため、以下のとおり必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。

- ・取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や事業戦略・課題等に関する研修を継続的に実施します。
- ・上記に加えて、独立社外取締役および独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施します。

・独立社外取締役および独立社外監査役に対し、当社の事業戦略・課題等について、必要な情報提供を行います。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、IR活動を通じ、株主や投資家等に対し、業績状況等に関する情報を適時開示するとともに、株主や投資家等との対話を充実させ、当社への信頼と理解をいただくことを方針としております。

当社では、IRを担当する総務担当取締役がIR活動に関連する総務部や経理部等の部署との情報共有を密にし、連携を図っております。投資家・アナリスト向けに半期毎の決算説明会を開催するとともに、投資家訪問を含む面談や電話会議に積極的に対応し、社長または総務担当取締役が説明を行っております。また、個人投資家向け説明会を複数回開催することで、当社に対する理解度向上に努めております。株主・投資家との対話内容は、必要に応じ、総務担当取締役を通じて経営幹部にフィードバックしております。

当社では、インサイダー取引防止規程を策定して管理するとともに、決算発表前の期間をサイレント期間とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。ただし、サイレント期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜情報開示を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,119,000	8.69
三菱マテリアル株式会社	8,216,998	7.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,811,000	5.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,675,500	3.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,635,962	3.46
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	3,324,000	3.17
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,579,000	2.47
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	2,320,000	2.21
日本生命保険相互会社	2,092,137	1.99
堺化学取引先持株会	1,760,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社の堺商事株式会社は、東京証券取引所第二部に上場しておりますが、当社は、同社の自主責任経営を尊重し、必要に応じた側面からの支援を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
笹井 和美	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹井 和美	○	(適合項目なし)	公立大学法人その他の団体における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などが期待されるため。 <独立役員指定理由> 当社と笹井氏の兼職先である法人その他の団体との間において特別な利害関係はありません。笹井氏の独立性に問題なく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に当期の監査計画の説明を受け、期中においては定期的に情報交換を実施するとともに、期末には詳細な監査実施説明を受けるなど、連携を深めて監査の実効性と客観性の向上に努めております。
 監査役と内部監査部門である監査室は、年1回双方の当期の監査体制および監査計画を説明しており、毎月それぞれの実施した監査の状況に関する報告会を開催しております。また、日常的な監査業務についても情報交換を密に行うなど、連携を深めて監査の実効性と客観性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 善朗	他の会社の出身者							△						
木村 豊伸	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 善朗	○	当社の主要取引銀行である株式会社UFJ銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)に過去勤務しておりましたが、退職後12年以上を経過しております。	財務、会計、法務、監査などについて豊富な業務経験を有しており、また人格面においても、当社の業務執行の適法性を厳正に監査するに相応しいと期待されるため。 <独立役員指定理由> 当社は複数の金融機関と取引がありますが、同行に対する借入の総資産に占める比率は約2.1%(平成27年3月末時点)と依存度は高くありません。加えて、同行の当社に対する持株比率も3.46%(平成27年3月末時点)であり、よって、同行の当社に対する影響度は特に高いものではありません。以上のことから、山本氏の独立性に問題なく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
			財務、会計、監査などについて豊富な業務経験を有しており、また人格面においても、当社の業務執行の適法性を厳正に監査するに相

木村 豊伸	○	当社の主要取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社に過去勤務しておりましたが、退職後8年以上を経過しております。	<p>応しいと期待されるため。</p> <p><独立役員指定理由> 当社は複数の金融機関と取引がありますが、当社に対する借入の総資産に占める比率は約2.8%(平成27年3月末時点)と依存度は高くありません。加えて、同社の当社に対する持株比率も3.50%(平成27年3月末時点)であります。よって、同社の当社に対する影響度は特に高いものではありません。以上のことから、木村氏の独立性に問題なく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。</p>
-------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプションについては、現在検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、取締役(社外取締役なし)12名に支払った報酬は合計160百万円であります(平成26年6月27日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含む)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月額報酬については、株主総会で決議された報酬限度額内で、取締役会において、会社業績、各取締役の役位、業務執行状況等を勘案し、各取締役の支給額を決定しております。
 賞与については、当該事業年度の会社業績を勘案し、株主総会において支給総額の承認決議を得たうえ、取締役会で各取締役の支給額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の開催に際して資料の事前送付を行うとともに、重要な案件について事前説明を行うなど、意思決定のより一層の充実に努めることとしております。
 社外監査役は、月1回以上開催する取締役会のほか重要な会議に出席しております。また、経営審議会議事録のほか、稟議書や重要開示書類を速やかに回覧し、業務執行状況を迅速かつ適正に監査できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社では、取締役11名(うち社外取締役1名)で構成される取締役会を、監査役同席のうえ、月1回以上開催し、経営の基本方針や法令または定

款に定めるもののほか、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。

また、経営意思決定の迅速化とプロセスの透明性を確保するため、重要な経営計画や案件については、社長以下の役付取締役をメンバーとする経営審議会を設定し、議案を審議しております。なお、経営審議会の議事録は速やかに監査役にも回覧しております。

・監査につきましては、常勤監査役2名(社外監査役)、非常勤監査役1名の3名で構成される監査役会を2か月に1回以上開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査基準および当該年度の監査方針・計画に従い、各事業部・研究所・事業所への往査を実施するほか、社内の重要な会議への出席、代表取締役との定期会合、会計監査人・内部監査部門とのミーティングを適宜行うことなどにより、取締役の業務執行状況を把握・監査する体制をとっております。また、子会社への往査、子会社監査役からの状況聴取、その他重要な会議への出席等により、グループ経営に対応した監査体制の連携強化に努めております。

・内部監査につきましては、部門として社長直属の監査室を設置し、3名の人員を配置しております。監査は、監査計画を策定のうえ実施しており、その結果等は、定期的かつ必要に応じて随時、代表取締役社長に報告しております。

・会計監査につきましては、ひびき監査法人に委嘱しており、適正なチェック機能が働くよう、十分な時間をかけて監査されております。

- (1)業務を監査した公認会計士の氏名
代表社員 業務執行社員 道幸 静児
代表社員 業務執行社員 坂東 和宏
代表社員 業務執行社員 松本 勝幸
- (2)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名 その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立社外取締役および社外取締役要件を備える非常勤取締役がおり、社外からの客観的な助言を得るなど、経営に反映できる体制としております。また、監査役3名のうち常勤監査役2名を社外監査役とし、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。

現在の体制において、コーポレート・ガバナンス上大きな問題があるとは考えておりませんが、独立社外取締役の増員を含むガバナンス強化の方策について検討を重ねてまいりたいと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第120回定時株主総会に係る招集通知については、株主総会当日の24日前である平成27年6月2日に発送いたしました。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。また、株主総会当日においてもスライドを用いて図表やグラフを映し出すなど、分かりやすい説明を行うよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、社長等を説明者として決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、定時株主総会招集通知、(株主宛)決算のご報告、有価証券報告書等を当社ホームページ(http://www.sakai-chem.co.jp/)に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動基本方針」「(経営者および従業員の)行動指針」を制定するとともに、これの周知徹底を図り、ステークホルダーを尊重する企業精神の涵養に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動における環境負荷物質排出量の削減をはじめ、地域住民との交流にも積極的に取り組み、「環境・社会報告書」を発行して事業年度内の活動内容を情報発信しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、すべての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」および「行動指針」ならびに法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制を定めたコンプライアンス規程を周知徹底しております。
- (2) 反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」および「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携して不測の事態に備えております。
- (3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合、コンプライアンス担当取締役は、その内容・対処案を代表取締役、取締役会、監査役に報告することとしております。

2. 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、社内標準(各種規程およびそれに関する業務マニュアル等)に従い適切な保存・管理(廃棄を含む。)を実施し、常時閲覧可能にしております。また、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理システムを構築・運用するとともに、継続的改善を通して企業価値の向上を図っております。リスク管理委員会は、当該システムの適切な運用を推進し、またリスク管理にかかる重要事項を審議しております。
- (2) 大規模災害により会社に著しい損害が発生した場合に備えた事業継続管理システム(BCMS)規程に基づき、事業中断を最小限にとどめ、企業としての社会的責任を遂行します。
- (3) 企業活動を円滑にし、損失の危険を発見するため、各部署は社内標準の整備を行っております。
- (4) 代表取締役社長が直接管掌する監査室は、年間監査計画に基づき業務監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
- (5) 監査室は、法令・定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を発見した場合、当該危険の内容等を代表取締役社長に報告することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営審議会が経営理念を機軸に策定した中期経営計画等を決議しております。経営審議会は、定期的に中期経営計画等の進捗状況の確認、計画見直し等を行っております。
- (2) 各取締役は、重要な業務執行について、取締役会規則に定める決議事項に基づき、すべて取締役会に付議しております。
- (3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程・業務分掌規程等に基づき、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を達成するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、社内体制の充実を図っております。
- (2) 代表取締役社長は、内部統制が有効に機能する体制を構築し、誠実に運用させ、適正な会計処理に基づいた財務報告を行っております。
- (3) 代表取締役社長は、監査室に定期的、継続的に内部統制の有効性を評価させております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ経営理念やグループの中期経営計画を策定するとともに、グループ社長会、業績報告会、連絡会を定期的に開催し、グループ会社管理規程により、グループ全体の連携を図っております。
- (2) 当社は、子会社に規模や業態等に応じた適正数の取締役・監査役を置き、必要に応じて当社の取締役や使用人に兼任させております。また、子会社が取締役会において重要案件を決議する場合は、事前に当社が協議する体制としております。
- (3) 監査室は、当社と子会社との間における不適切な取引や会計処理の発生を防止するため、子会社の内部監査部門やこれに相当する部署と十分な情報交換を行っております。また、内部監査部門を持たない子会社に対し業務監査を実施しております。
- (4) 当社は、子会社から取締役会付議議案とその結果のほか、コンプライアンス上の重要な事項、災害や業務遂行で生じた損害、訴訟提起等の事実がある場合は都度その内容の報告を受けております。
- (5) 経営企画担当取締役は、子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合、当該損失の危険の内容、発生する損失の程度、当社に対する影響等について、当社取締役会に報告することとしております。
- (6) 当社は、コンプライアンス意識の醸成のため、当社だけでなく子会社の役員・使用人を対象に必要な研修を実施しております。また、総務部は、子会社からの法務相談に応じるほか、コンプライアンス、内部通報、リスク管理、事業継続管理等に関する制度の整備を含む内部統制システムの取り組みを支援しております。

7. 監査役を補助すべき使用人と取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人(以下、「監査役付スタッフ」という。)を求められた場合は、監査役の意見を聴取し、これを任命します。なお、監査役付スタッフの評価や異動の人事は、監査役と事前に協議したうえで決定します。
- (2) 監査役付スタッフは、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役、監査室長等の指揮命令を受けません。

8. 当社および子会社の役員・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役・使用人は、直接または担当部署を通じて、当社の監査役に必要な報告および情報提供を行っております。

この際の報告・情報提供として主なものは、次の通りです。

- イ) 経営審議会で決議された事項
- ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ハ) 重大な法令・定款違反
- ニ) 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ホ) 子会社に対する業務監査の状況
- ヘ) 重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ト) 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- チ) 内部通報制度の運用状況や通報内容
- リ) 稟議書および監査役から要求された会議議事録
- ス) その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 子会社の役員・使用人は、法令・定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を発見した場合、当該危険の内容等を直接または当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査役に報告することとしております。
- (3) 監査役に報告・情報提供を行った当社および子会社の役員・使用人は、不利益な取扱いを受けません。

9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と代表取締役は、定期的に意見交換を行っております。

(2) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとし、速やかに前払いまたは償還を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」および「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携して不測の事態に備えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

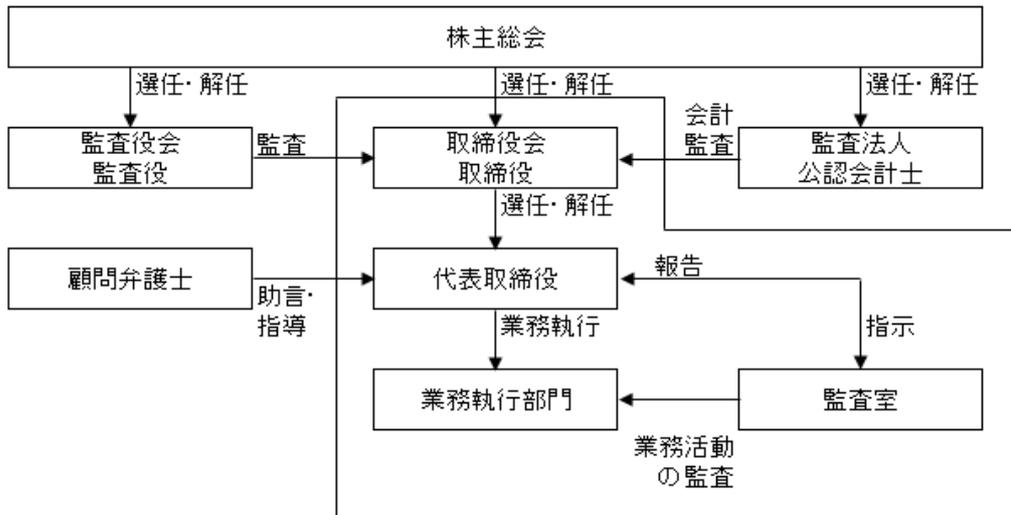
適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報について
取締役会における担当取締役の説明を経て審議し、その結果、決議した場合、開示することとしております。
2. 発生事実に関する情報について
担当部署における事実調査を経て、総務担当取締役および総務部長が開示事項に該当すると判断した場合、開示することとしております。
3. 決算に関する情報について
経理部が原案を作成し、取締役会において経理担当取締役が説明のうえ、決議し、開示することとしております。
4. 子会社に関する情報について
子会社から当社取締役のほか、経営企画部、総務部または経理部等に事実報告があった場合、総務担当取締役および総務部長が開示事項に該当すると判断した場合、開示することとしております。

なお、以上の情報は、総務部長において管理し、証券取引所、報道機関等に開示するほか、当社ホームページにも掲載しております。また社内規則により、自社株の売買については事前に総務部長に届け出ることとなり、何らかの情報開示の予定がある場合は、売買を禁止することとしております。

【堺化学の会社機関および内部統制システム概略図】



【堺化学グループのコーポレートガバナンス概略図】

